

# 特区の

# 活用事例



内閣府地方創生推進事務局

# 保育分野



## 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業



### 公立保育所における給食の外部搬入が可能に

構造改革特区 (2003年度)

一部全国展開 (2010年度)

公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする特例 (3歳以上は公立・私立を問わず全国展開済み)。  
公立保育所における運営合理化の推進に寄与。

【活用自治体】 構造改革特区HPで随時更新※

## 地域限定保育士制度



### 地域のニーズに応じた集中的な保育士の確保

国家戦略特区  
(2015年度、2017年度)

全国展開 (2025年度)

登録した都道府県等においてのみ地域限定保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度。  
2025年度に国家戦略特別区域の特例を一般制度化。

【活用自治体 (全国展開前)】 神奈川県、大阪府、沖縄県、仙台市、成田市

## 小規模認可保育所における対象年齢の拡大



### 小規模認可保育所の柔軟な運用による待機児童の解消

国家戦略特区 (2017年度)

一部全国展開  
(2023年度、2026年度)

構造改革特区 (2026年度)

小規模認可保育所※において、3歳以上の児童の受入れを可能とする特例。  
従来の0~2歳を入所対象とする形式に加え、入所対象を0~5歳または3~5歳とすることを可能とし、保育の選択肢を拡大。

※定員19人以下の保育所

【活用自治体 (全国展開前)】 成田市、兵庫県 (西宮市)、大阪府 (堺市)

## 外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例



### 指導監督基準の緩和により地域の実情に応じた多様な保育を実現

国家戦略特区  
(2023年度)

利用する乳幼児の多くが外国人である認可外保育施設について外国の保育士資格保有者や外国人乳幼児の保育に知識経験を有する者が十分な数だけ配置され、かつ日本の保育士資格保有者が1名以上いる場合は、有資格者の割合が3分の1未満であっても指導監督基準上の保育従事者の要件に適合したものとみなすことを可能とする特例。  
保育従事者と乳幼児の間での外国語によるコミュニケーションの円滑化に寄与。

【活用自治体】 沖縄県、愛知県

その他、国家戦略特区において、都市公園内における保育所等設置の解禁 (2017年度全国措置) や保育所等において看護師を保育士とみなしてカウントできる特例要件の緩和 (2023年度全国措置) により、保育士不足や待機児童の解消に寄与するとともに、地域の実情に応じた多様な保育を実現。

※【活用自治体】は過去に活用した自治体や今後活用予定の自治体を含む  
※構造改革特区の具体的な活用自治体は最終ページの構造改革特区HPを参照

# 教育分野



## 研究開発学校設置事業（教育課程特例校制度）



### 学習指導要領等によらない 教育課程の編成・実施の弾力化

構造改革特区（2002年度）

全国展開（2008年度）

学校や地域の実態に照らした新教科の設定や小中一貫での教育課程、既存教科を英語で実施する等、学習指導要領等の教育課程の基準によらない特別の教育課程の編成・実施を可能とする特例。

【指定されている学校数】1,915校（2025年4月時点、文部科学省調べ）

## 学校設置会社による学校設置事業



### 株式会社による学校設立が可能に

構造改革特区（2003年度）

施設基準、毎年度の評価、経営支障時の就学継続措置等、一定の要件を満たせば、株式会社が学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等）を設置することができる特例。不登校やグローバル、デジタルなど学校教育の多様化するニーズや、地方の廃校活用によるスクーリング参加など地方創生にも貢献。

【活用自治体】構造改革特区HPで随時更新※

## 公設民営学校の設置



### 公立学校運営の民間への開放

国家戦略特区（2015年度）

教育委員会の一定の関与の下、都道府県等が指定する非営利の法人（学校法人、一般社団法人等）に、高等学校及び中高一貫校等の管理委託を認める特例。現在までに、愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科及び大阪府立水都国際中学校・高等学校の2校が設置され、産業人材やグローバル人材の育成等に寄与。

【活用自治体】愛知県、大阪府

## 獣医学部の新設



### 獣医学部の新設が可能に

国家戦略特区（2016年度）

獣医学部の新設を可能とする特例。愛媛県今治市において、2018年4月に岡山理科大学獣医学部が新設され、先端ライフサイエンス研究や自治体等と連携した地域における感染症対策などの取組の推進に貢献。

【活用自治体】今治市

その他、構造改革特区において、**職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業**（2022年度特例措置）により、地域産業の発展に資するイノベティブな人材の育成やリカレント教育の促進に寄与。

※【活用自治体】は過去に活用した自治体や今後活用予定の自治体を含む  
※構造改革特区の具体的な活用自治体は最終ページの構造改革特区HPを参照

# 観光・産業分野



## 酒類の製造事業 (通称 ①どぶろく特区、②ワイン特区)



### 特定の酒類の最低製造数量基準を撤廃・引き下げ

構造改革特区  
(①2003年度、②2008年度)

- ① 農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米、果実を原料とした濁酒、果実酒を製造する場合、最低製造数量基準を適用しない特例を2003年に創設。
- ② 2008年には地域の特産物である農産物等を原料とした酒類(果実酒、リキュール)を製造する場合、最低製造数量基準を大幅に引き下げる特例を追加。(2017年には、単式蒸留焼酎等を追加)  
事業者の新規参入や6次産業化、新たな観光資源の創出に寄与。

【活用自治体】構造改革特区HPで随時更新※

## 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和



### 旅行業務取扱管理者の他業種との兼任を可能に

構造改革特区 (2013年度)

全国展開 (2021年度)

営業所ごとに配置が必要な旅行業務取扱管理者に他業種との兼任を認める特例。地域観光資源を活かした地域密着型の旅行商品により地域の交流人口の拡大に貢献。

【地域限定旅行業者】453社 (2021年4月) → 784社 (2025年4月)

(観光庁調べ)

## 古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外



### 古民家等の宿泊施設におけるフロント設置義務の免除

国家戦略特区 (2014年度)

全国展開 (2017年度)

歴史的建築物に監視カメラの設置や緊急時の対応の体制が整備されている場合、フロント設置を免除する特例。地域資源の活用による、まちのにぎわい創出に貢献。

【活用自治体 (全国展開前)】養父市、旧：篠山市 (現：丹波篠山市)

## 清酒の製造場における製造体験事業



### 新たな免許取得なしで清酒の体験製造場設置を可能に

構造改革特区 (2019年度)

清酒の製造免許を受ける者が、製造体験を提供する場合、当該体験製造場を既存の製造場と一つの製造場とみなす特例。体験製造場を核とする観光振興、地域の活性化に貢献。

【活用自治体】構造改革特区HPで随時更新※

その他、国家戦略特区において、工場敷地の緑地面積率等の基準を緩和する工場立地法等の特例 (2021年度特例措置) により工場の新増設を促進。

また、滞在施設の旅館業法の適用除外とする特例 (特区民泊) (2013年度特例措置) や道の駅の設置者を民間へ拡大する特例 (2016年度特例措置、2022年度全国展開) 等により、魅力向上と利便性の高い環境を整備し、国内経済の活性化を実現。

※【活用自治体】は過去に活用した自治体や今後活用予定の自治体を含む  
※構造改革特区の具体的な活用自治体は最終ページの構造改革特区HPを参照

# 農業分野



## 地方公共団体等による農地等の特定法人への貸付け事業



### 農業生産法人以外でも 農地等のリースが可能に

構造改革特区 (2002年度)

全国展開 (2005年度)

農業生産法人以外の法人が、地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地等を賃借することを可能とする特例。  
耕作放棄地の解消や発生の防止、地域の雇用の確保、新たな加工品の開発に寄与。

【農業参入したリース法人数】4,544件

(2024年1月時点、農林水産省調べ)

## 農業法人経営多角化等促進事業



### 農作業に従事する役員数の要件を 緩和し企業の参入を促進

国家戦略特区 (2014年度)

全国展開 (2016年度)

企業の農業参入を促進するため、農業に参入しようとする法人において農作業に従事する役員数の要件を緩和※する特例。  
2016年3月までに24の特例農業法人が設立。  
※役員数の過半が農業(販売・加工含む)の常時従事者であり、更にその過半が農作業に従事することが要件だったが、当該従事者の要件を1人以上に緩和。

【活用件数(全国展開前)】24件

内訳：仙北市：2件、新潟市：9件、愛知県：2件、養父市：11件

## 地域農畜産物利用促進事業



### 地域産品を使った農家レストランの 農用地区域内設置を容認

国家戦略特区 (2014年度)

全国展開 (2019年度)

農業者が自ら生産した農畜産物または同一地域内で生産された農畜産物を主たる材料として調理し提供する場合に、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能とする特例。  
農業の6次産業化の推進、所得向上、雇用の確保に寄与。

【活用件数(全国展開前)】15件

内訳：新潟市：4件、東京圏：1件、愛知県：3件、  
関西圏：4件、養父市：1件、沖縄県：2件

## 特定法人による農地取得



### 農地所有適格法人以外の法人も 農地の所有が可能に

国家戦略特区 (2016年度)

構造改革特区 (2023年度)

農地を所有できる法人(企業)は農地所有適格法人に限定されているが、それ以外の法人についても、一定の要件を満たす場合に農地を所有することを可能とする特例。  
これまでに延べ8法人が農業に参入し、担い手不足や耕作放棄地の一部解消に寄与。

【活用自治体】養父市

その他、国家戦略特区において、**農業委員会が担っている農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可能とする特例**(2014年度特例措置)により、申請者の利便性向上や事務の効率化に寄与。

※【活用自治体】は過去に活用した自治体や今後活用予定の自治体を含む  
※構造改革特区の具体的な活用自治体は最終ページの構造改革特区HPを参照

## 医療分野



### 病床規制の特例による最先端医療の提供



#### 病床過剰地域でも 病床の新設が可能に

国家戦略特区 (2014年度)

都道府県医療計画で定める基準病床数を超える地域では、新たな病床の設置は制限されているところ、最先端医療を提供する医療機関においては、増床を可能とする特例。

【活用自治体】東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡市、沖縄県

(9 医療機関)

### 医学部の新設



#### 医学部の新設が可能に

国家戦略特区 (2015年度)

医学部新設は認められていないところ、一般の臨床医の養成・確保を主たる目的とする既存の医学部とは次元の異なる国際的な医療人材の育成を目的とする医学部の新設を1大学に限り認める特例。

国際医療福祉大学医学部が新設され、大多数科目において英語での授業を導入するなど国際的な医療人材の育成に寄与。

【活用自治体】成田市

### オンライン服薬指導の解禁



#### 過疎地等で服薬指導機会の 確保が可能に

国家戦略特区  
(2016年度、2019年度)

全国展開 (2021年度)

対面が原則の服薬指導を、オンラインを活用することにより、遠隔で受けることを可能とする特例。  
患者側の負担軽減だけでなく、薬剤師による患者宅への訪問が不要となり、薬局側の負担も軽減。

※当初、過疎地等で解禁され、その後一定の要件を満たした都市部にも拡大。

【活用自治体 (全国展開前)】養父市、福岡市、愛知県、千葉市、仙台市

### 調剤業務の外部委託による薬局薬剤師の対人業務強化



#### 一包化業務の外部委託が可能に

国家戦略特区 (2023年度)

薬局が行う調剤業務の一部 (一包化) を、他の薬局に委託することを可能とする特例。  
委託した薬局は、空いた時間により、患者の服薬後のフォローなど、対人業務を充実させることができる。

【活用自治体】大阪府 (大阪市)、愛知県

その他、国家戦略特区において、二国間協定に基づく外国医師受入れ (2014年度) や臨床修練診療所での外国医師受入れ (2015年度) 条件の緩和により、国際医療拠点の形成や国際貢献に寄与。

※【活用自治体】は過去に活用した自治体や今後活用予定の自治体を含む

# スタートアップ・人材分野



## 創業人材等の多様な外国人の受入れ促進



### 外国人起業家の在留資格要件を 猶予し、日本で起業しやすく

国家戦略特区  
(2015年度、2020年度)

全国展開 (2024年度)

自治体が一定の要件を確認した場合に、在留資格「経営・管理」の要件である事業所の確保等を入国後6カ月後までに満たす見込みがあれば、入国を可能とする特例。当該期間後も、自治体が認定するコワーキングスペース等であれば、最大1年間確保すべき事業所として認めている。

【活用自治体 (全国展開前)】

東京都、神奈川県、成田市、京都府、兵庫県、新潟市、福岡市、北九州市、仙台市、愛知県、広島県、今治市、つくば市、大阪府・大阪市、加賀市

## 官民の垣根を超えた人材移動の柔軟化



### スタートアップ企業の人材確保の支援 に係る国家公務員退職手当法の特例

国家戦略特区  
(2015年度)

国家公務員(勤続3年以上)が創業支援の目的で、スタートアップ企業(創業から5年以内)に転職した場合、転職後3年以内に国家公務員として再採用されると、最終退職時の退職手当の算定に係る勤続年数を、退職前の国家公務員の期間と通算することができる特例。

【活用自治体】

福岡市、北九州市、広島県、今治市、仙台市、つくば市

## 海外の優秀なエンジニアの在留資格審査の迅速化



### IT・半導体関連産業における人材確保

国家戦略特区  
(2023年度、2024年度)

自治体による企業の経営状況や外国人が従事する業務内容の確認等を要件に、外国人エンジニアの「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化する特例。

対象分野として、IT分野に加え、半導体関連産業分野を2024年に追加。

【活用自治体】福岡市・北九州市・熊本県・北海道(札幌市)・宮城県・千葉県

## スタートアップへの投資機会・成長資金の供給の拡充



### ベンチャー・ファンドへの出資に 係る規制の緩和

国家戦略特区  
(2024年度)

国家戦略特別区域内に主たる営業所又は事務所を有する者が行うプロ向けのベンチャー・ファンドの販売などについて、M&AやIPOなどの実務経験のある者などによる出資額の制限を除外する特例。

スタートアップへの投資機会や成長資金の供給の拡充を促進。

【活用自治体】

福岡市

その他、国家戦略特区において、自治体と関係行政機関により構成する第三者管理協議会の管理の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能とする特例(2015年度特例措置)により、女性の活躍推進や、家事支援サービスのニーズへの対応に寄与。

【活用自治体】東京都、神奈川県、千葉県、大阪府、兵庫県、愛知県

# 交通・都市再生分野



## 交通空白地域における有償運送事業



### 過疎地でNPO等による住民への有償運送サービスが可能に

構造改革特区 (2002年度)

全国展開 (2003年度)

過疎地で、一定の要件※を満たす場合、NPO等が有償で住民を運送することを可能とする特例。  
※運送主体は地方公共団体から協力依頼を受けたNPO等、営利とならない範囲での対価の設定等

【活用自治体 (全国展開前)】 飛騨市、愛知県豊根村、徳島県上勝町

### 観光客への拡大

国家戦略特区 (2016年度)

全国ルール化 (2020年度)

過疎地で、訪日外国人観光客等を有償で運送することを可能とする特例。

【活用自治体】 特区特例2件 → 全国ルール (道路運送法78条2号) 698団体

## ボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業



### 一般車両による福祉有償運送が可能に

構造改革特区 (2002年度)

全国展開 (2006年度)

関係者による運営協議の場を設ける等、一定の要件を満たす場合、地方公共団体から協力依頼を受けた又は地方公共団体が主宰するNPO等の福祉有償運送において、福祉車両だけでなく、セダン型等の一般車両の使用を可能とする特例。

【認定計画数 (全国展開前)】 156件

## レンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡システム可視化事業



### 無人の貸渡システムによりカーシェアリングの利用拡大

構造改革特区 (2004年度)

全国展開 (2005年度)

レンタカー型カーシェアリング (自家用自動車共同利用) について、無人の貸渡システムの使用を可能とする特例。

全国的なカーシェアリングの普及や普及に伴う環境負荷低減等に寄与。

【活用自治体 (全国展開前)】 札幌市、神奈川県、愛知県、広島県、北九州市、福岡市

## 都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し



### 住宅の容積率緩和と都市計画法等の手続ワンストップ化

国家戦略特区 (2013年度)

区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲内で、都市計画で定めた容積率を緩和する特例と、区域計画の認定をもって、事業に係る許認可等がなされたものとみなせる特例。国際都市の形成に必要な施設の立地を促進。

【活用プロジェクト数】 53プロジェクト  
内訳：東京都 50プロジェクト、神奈川県 3プロジェクト

その他、国家戦略特区において、**空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和** (2014年度特例措置、2021年度全国展開) や一定の要件の下で、**道路上に看板・オープンカフェ等の設置を可能とする特例** (2014年度特例措置、2021年度全国展開) 等により、交通利用者のサービス向上、都市機能の高次化、国際競争力の強化を実現。

※【活用自治体】は過去に活用した自治体や今後活用予定の自治体を含む ※構造改革特区の具体的な活用自治体は下記の構造改革特区HPを参照

特区制度を活用し、規制の特例を提案・創設したり創設された特例を使ったりすることで、地域課題の解決や新たなビジネスがしやすい環境をつくることができます。

皆様からの提案・活用のご相談をお待ちしています。

### 内閣府地方創生推進事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39  
永田町合同庁舎

全体/国家戦略特区担当: [ikokkatoc@cao.go.jp](mailto:ikokkatoc@cao.go.jp)

構造改革特区担当: [toc@cao.go.jp](mailto:toc@cao.go.jp)

総合特区担当: [sogotoc@cao.go.jp](mailto:sogotoc@cao.go.jp)

### 特区制度について



### 国家戦略特区HP



### 構造改革特区HP



### 総合特区HP



内閣府 特区

検索

2025年3月作成  
2025年7月更新  
2025年10月更新  
2026年4月更新

